

すかがわ統計月報 2年11月発行

須賀川公共職業安定所
石川地方職業相談室

962-0865 須賀川市妙見121-1 (電話)0248-76-8609
963-7845 石川郡石川町字高田234-1 (電話)0247-26-2484

管内の雇用情勢(令和2年10月内容。パートを含む)

求人倍率

■新規求人倍率 1.35倍(対前年同月比0.33ポイント減、対前月比0.12ポイント減)

10月の新たな求職申込みは461件、求人申込みは624人分でした。
これは、1件の求職申込みに対し1.35人分の求人が申込みされたことになります。

※新規求人倍率:新規求人数/新規求職者数

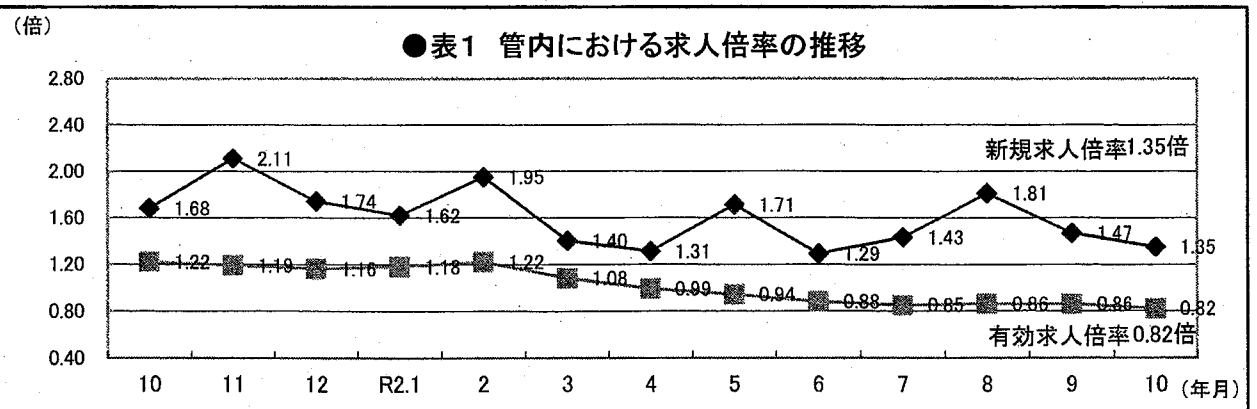
新規求人倍率は、労働力需給状況の変化の先行的な動きをとらえることができるとされています。

■有効求人倍率 0.82倍(対前年同月比0.40ポイント減、対前月比0.04ポイント減)

9月から引き続き求職している方と10月に新たに求職申込みした方の合計が2,142人であったのに対し、9月から繰り越された求人と10月に新たに申込みされた求人の合計は1,750人でした。
これは、1人の求職者に対し0.82人分の求人になります。

※有効求人倍率:有効求人数/有効求職者数

有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指数とされています。

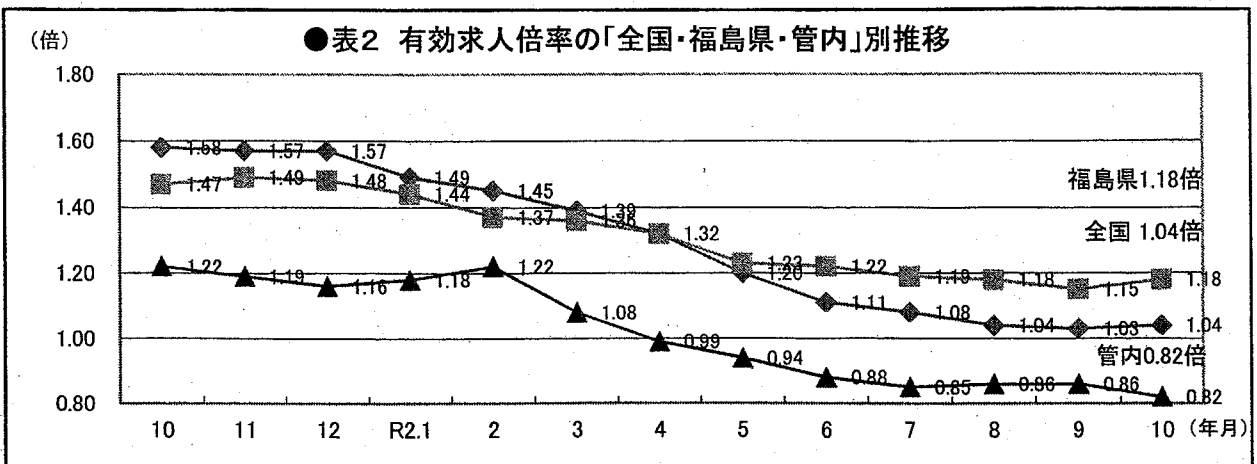


■有効求人倍率 【全 国】1.04倍(対前年同月比0.54ポイント減、対前月比0.01ポイント増)

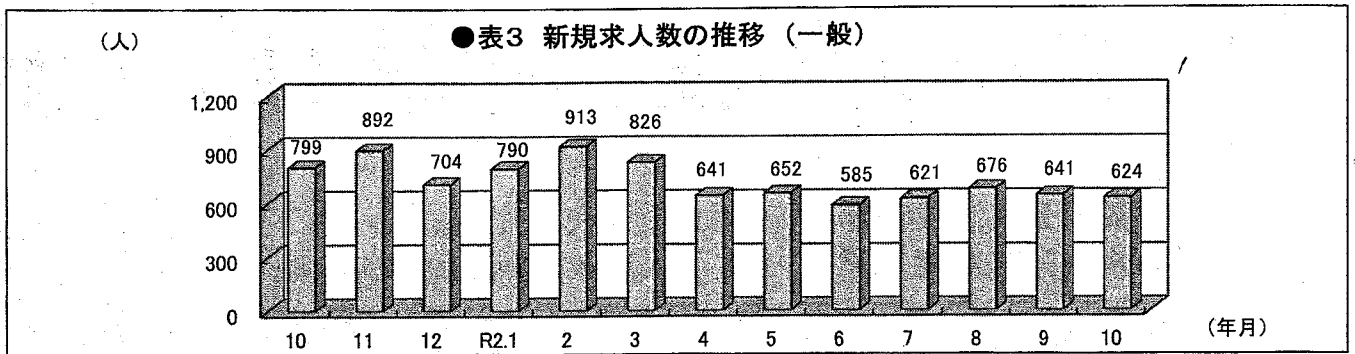
【福島県】1.18倍(対前年同月比0.29ポイント減、対前月比0.03ポイント増)

【管 内】0.82倍(対前年同月比0.40ポイント減、対前月比0.04ポイント減)

※なお、令和元年12月以前の数値は、令和2年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。



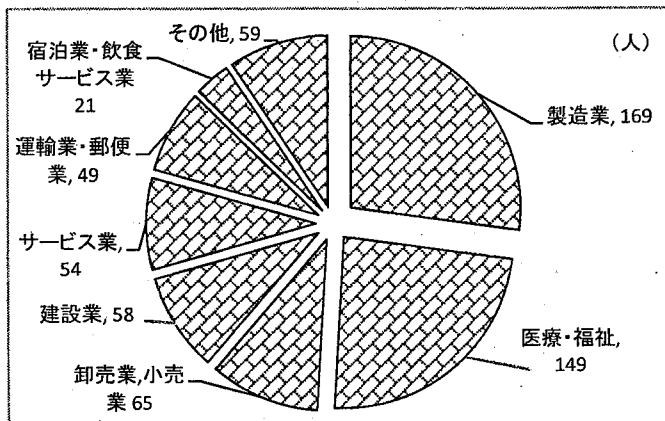
■新規求人人数 624人(対前年同月比22.0%減、対前月比2.7%減)(表3)



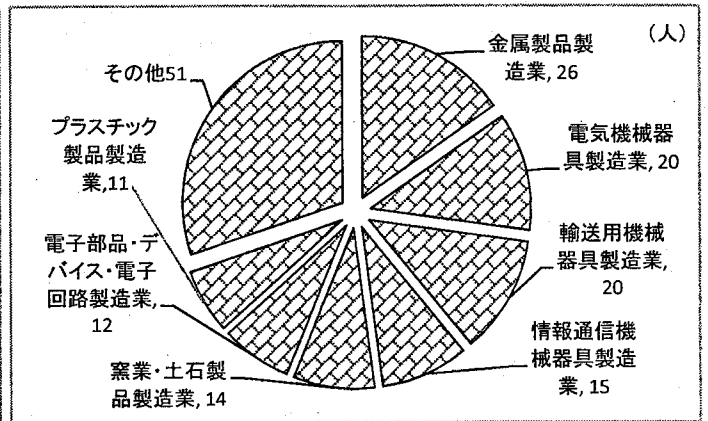
10月の新規求人人数を産業別に見ると、製造業が169人と最も多く、全体の27.1%を占めており、次いで医療・福祉、卸売業・小売業、建設業となっています。(表4)

また、製造業求人の内訳は金属製品製造業が26人と最も多く、製造業全体の15.4%を占めており、次いで、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、情報通信機械器具製造業となっています。(表5)

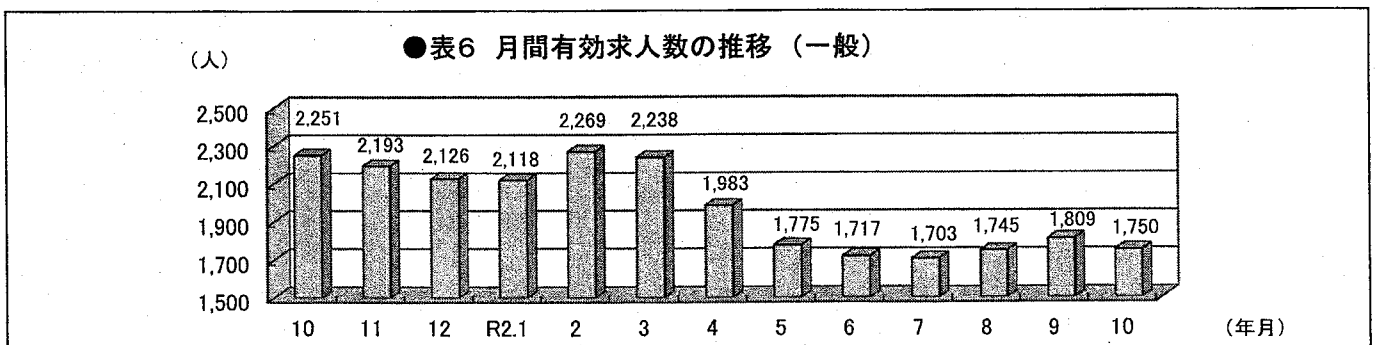
●表4 新規求人人数の産業別内訳(10月)



●表5 新規求人人数(製造業)内訳(10月)

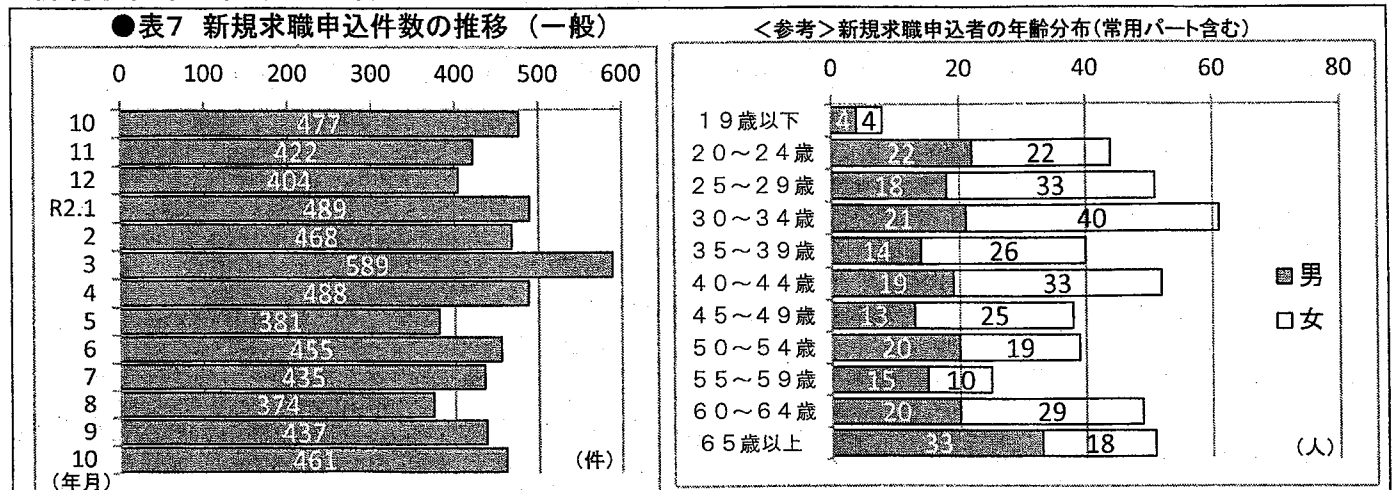


■月間有効求人人数 1,750人(対前年同月比22.3%減、対前月比3.3%減)(表6)



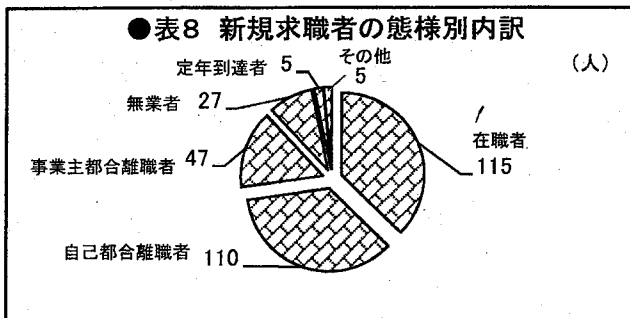
求 職

■新規求職申込件数 461件(対前年同月比3.4%減、対前月比5.5%増)(表7)

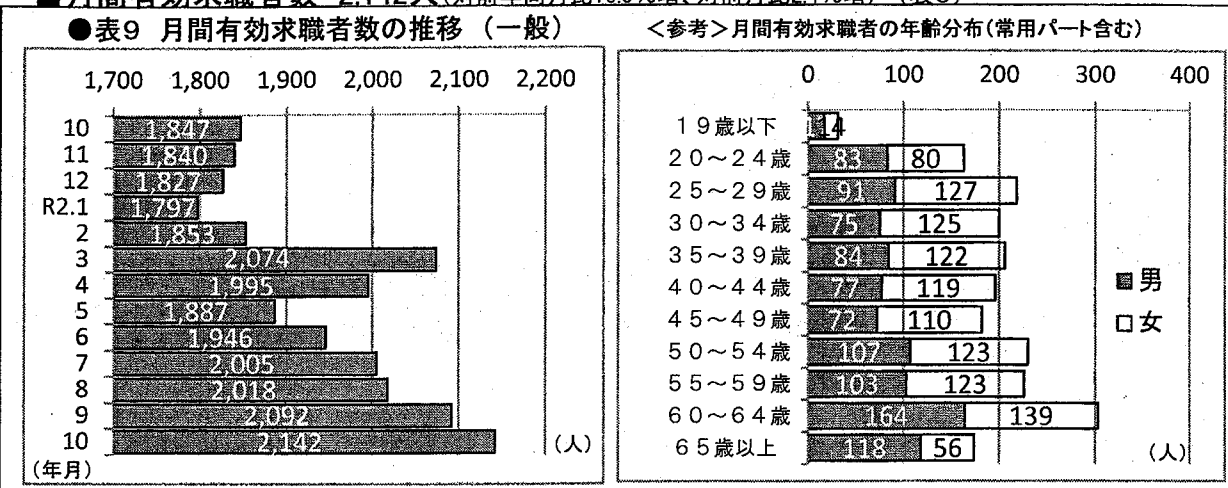


敷地内駐車場が満車の場合、第2駐車場をご利用下さい。

10月の新規求職申込件数309件(パートを除く常用。)を態様別に見ると、在職者が115人と最も多く、全体の37.2%を占めており、次いで自己都合離職者(構成比35.6%)、事業主都合離職者(同15.2%)、無業者(同8.7%)、定年到達者(同1.6%)となっています。(表8)

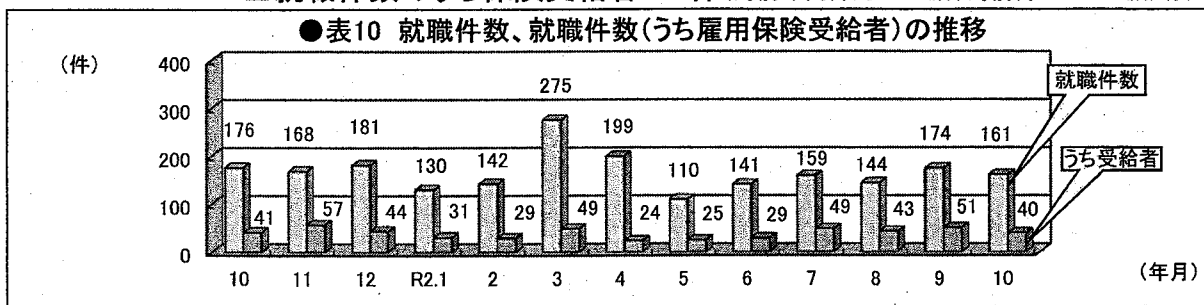


■月間有効求職者数 2,142人(対前年同月比16.0%増、対前月比2.4%増) (表9)



就職

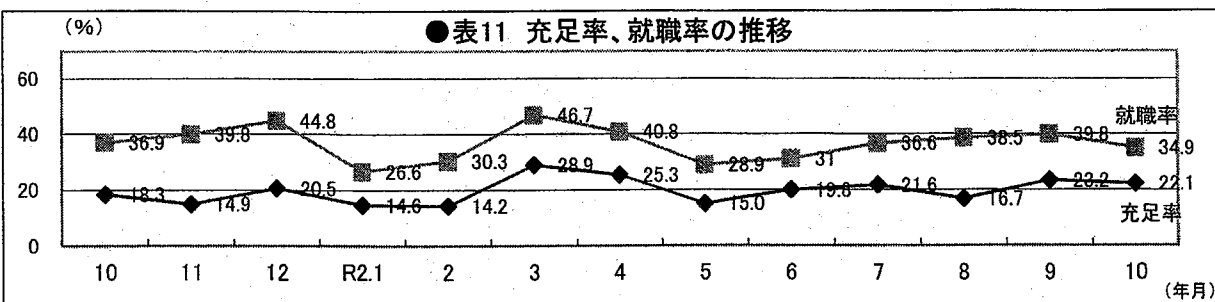
■就職件数 161件(対前年同月比8.5%減、対前月比7.5%減)
 ■就職件数のうち保険受給者 40件(対前年同月比2.4%減、対前月比21.6%減)(表10)



充足率、就職率

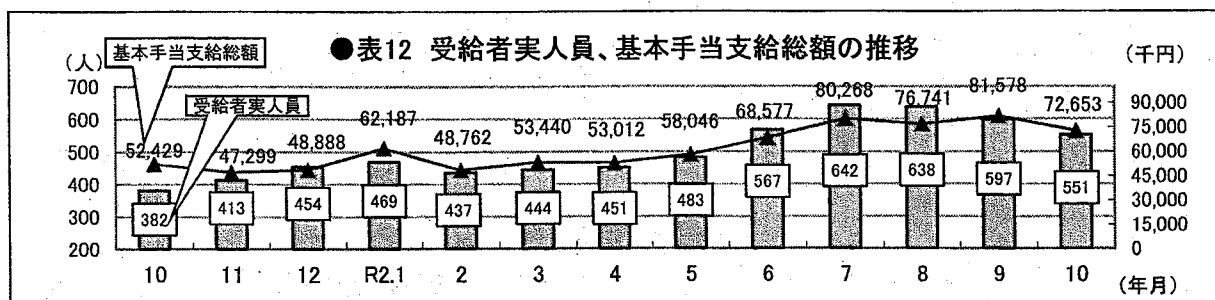
■充足率 22.1%(対前年同月比3.8ポイント増、対前月比1.1ポイント減)
 ■就職率 34.9%(対前年同月比2ポイント減、対前月比4.9ポイント減)(表11)

充足率は、新規求人のうちどれだけ充足したかを示します。就職率は、新規求職のうちどれだけ就職したかを示します。



雇用保険

■雇用保険受給者(一般)実人員 551人(対前年同月比44.2%増、対前月比7.7%減)
 ■雇用保険基本手当支給総額 72,653千円(対前年同月比38.6%増、対前月比10.9%減)(表12)



改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます

65歳までの雇用確保
(義務)



70歳までの就業確保
(努力義務)

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加されます。

高年齢者就業確保措置について

<対象となる事業主>

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

<対象となる措置>

次の①～⑤のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止

- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む

- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入

a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業

b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

※ ④、⑤については過半数組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります（労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。）。

※ ③～⑤では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、その場合は過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。

※ 高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることになります。

※ bの「出資（資金提供）等」には、出資（資金提供）のほか、事務スペースの提供等も含まれます。